

○食品衛生法第十九条第一項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令 新旧対照表（案）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第一条 食品衛生法（以下「法」という。）第十九条第一項の規定により、表示を行うべき食品又は添加物は、他の法令に定めるもののほか、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一～十一 （略）</p> <p>十一の二 牛の食肉（内臓を除く。）であつて、生食用のもの（容器包装に入れられたものを除く。）</p> <p>十二～十四 （略）</p> <p>2 前項（第十一号の二を除く。）に定める食品又は添加物であつて販売の用に供するものは、次に掲げる事項を容器包装（容器包装が小売のために包装されている場合は、当該包装。第五条から第八条まで、第十六条及び第十九条において同じ。）を開かないでも容易に見ることができるよう当該容器包装又は包装の見やすい場所に記載しなければならない。</p> <p>一～十九 （略）</p> <p>十九の二 牛の食肉（内臓を除く。）であつて生食用のものにあつては、次のイからホに掲げる事項</p> <p>イ 生食用である旨</p> <p>ロ とさつ又は解体が行われたと畜場の所在地の都道府県名（輸入品にあつては、原産国名）及びと畜場である旨を冠した当該と畜場の名称</p> <p>ハ 法第十一条第一項の規定に基づく生食用食肉の加工基準に適合する方法で加工が行われた施設（以下このハにおいて「</p>	<p>第一条 食品衛生法（以下「法」という。）第十九条第一項の規定により、表示を行うべき食品又は添加物は、他の法令に定めるもののほか、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一～十一 （略）</p> <p>十二～十四 （略）</p> <p>2 前項に定める食品又は添加物であつて販売の用に供するものは、次に掲げる事項を容器包装（容器包装が小売のために包装されている場合は、当該包装。第五条から第八条まで、第十六条及び第十九条において同じ。）を開かないでも容易に見ることができるよう当該容器包装又は包装の見やすい場所に記載しなければならない。</p> <p>一～十九 （略）</p>

加工施設」という。)の所在地の都道府県名(輸入品にあつては、原産国名)及び加工施設である旨を冠した当該加工施設の名称

ニ 一般的に食肉の生食は食中毒のリスクがある旨

ホ 子供、高齢者その他食中毒に対する抵抗力の弱い者は食肉の生食を控えるべき旨

二十〇四十四 (略)

3 第一項第十一号の二に掲げる食品にあつては、次の各号に掲げる事項を店舗の見やすい箇所に表示しなければならない。

一 一般的に食肉の生食は食中毒のリスクがある旨

二 子供、高齢者その他食中毒に対する抵抗力の弱い者は食肉の生食を控えるべき旨

4 前二項に掲げる事項の記載は、邦文をもって、当該食品又は添加物を一般に購入し、又は使用する者が読みやすく、理解しやすいような用語により正確に行わなければならない。

5〇7 (略)

第二条〇第十九条 (略)

別表第一〇第六 (略)

二十〇四十四 (略)

3 前項に掲げる事項の記載は、邦文をもって、当該食品又は添加物を一般に購入し、又は使用する者が読みやすく、理解しやすいような用語により正確に行わなければならない。

4〇6 (略)

第二条〇第十九条 (略)

別表第一〇第六 (略)